



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*63 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則
(子ども未来課)

○ 告示

- 1126 土地改良事業の工事完了届 (農業農村整備課)
- 1127 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1128 新道路の供用開始 (")
- 1129 道路の区域変更 (")
- 1130 新道路の供用開始等 (")
- 1131 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

○ 正誤

平成20年4月22日付け和歌山県報第1953号和歌山県告示第628号中

平成20年7月14日付け和歌山県報号外和歌山県監査公表第25号中

規 則

和歌山県規則第63号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和39年和歌山県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号を次のように改める。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者の所得証明書(児童(法第6条第2項に規定する児童をいう。以下同じ。)が申請する場合を除く。)
- (4) 貸付申請者が、法第13条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの若しくはその扶養している児童であること、法附則第3条第1項の規定の適用を受ける父母のない児童であること、又は法附則第6条第1項の規定の適用を受ける40歳以上の配偶者のない女子であることを証する書類

(5) 次に掲げる資金の種別に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 法第13条第1項第1号(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する事業開始資金 別記第2号様式による事業計画書

イ 法第13条第1項第1号(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する事業継続資金 別記第2号様式による借入後の事業計画書及び別記第3号様式による申請時の事業成績書

ウ 法第13条第1項第2号(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する修学資金 当該児童等の入学先の在学証明書

エ 法第13条第1項第3号(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する技能習得資金又は修業資金 別記第4号様式による技能習得先又は修業先の状況を明らかにした書類

オ 政令第3条第1号又は第32条第1号に規定する就職支度資金 別記第5号様式による就職決定見込書

カ 政令第3条第2号又は第32条第2号に規定する医療介護資金のうち医療を受けるのに必要な資金 別記第5号様式の2による診断書

キ 政令第3条第6号又は第32条第5号に規定する住宅資金 別記第6号様式による住宅計画書及び住宅見積書

ク 政令第3条第7号又は第32条第6号に規定する転宅資金 賃貸借契約書又は使用承認書

ケ 政令第3条第8号又は第32条第7号に規定する就学支度資金 ウに掲げる書類

コ 政令第32条第8号に規定する結婚資金 別記第7号様式による結婚予定届出書

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別記第1号様式(その2)を次のように改める。

(表)

(その2)

母子福祉資金貸付申請書					
和歌山県		※受付年月日	※貸付決定・不決定年月日	※貸付番号	※取扱者
申込金額		総額 円(月額 円)			
貸付金の種類		資金	総借入予定額	円	
貸付期間		年 月 から 年 月 まで	据置期間	年 月 から 年 月 まで	
償還方法及び期間		年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦		年償還	
申請者 (児童等)	(ふりがな) 氏名			(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日生		生年月日	年 月 日生
	住所	〒		住所	〒
	連絡先	電話 ()	番	連絡先	電話 () 番
貸付けを受けようとする理由					
申請者の母等が配偶者のない女子となった事由		〔死亡、離婚、遺棄、海外在留、法令拘禁〕 〔未婚の母、精神・身体障害等〕		左記事由発生年月日 年 月 日	
家庭の 状況	続柄	氏名	年令	職業	収入
他の借入金の状況 (母子及び寡婦福祉資金を含む。)	借入金の種類		借入年月日 年 月 日		
	借入金額 円		未償還額 円		
	償還完了予定年月日 年 月 日		実施機関		

〔配偶者のない女子が扶養している児童又は寡婦が扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者申請用〕

(裏)

連 帯 保 証 人 の 状 況	(氏名) (生年月日)	申 請 者 との関係
	(住所) 〒	
	電話 ()	番
	(職業) (収入) 円	(主な資産) 円 (主な負債) 円
備 考	児童扶養手当、年金等受給の場合は記入のこと。	

母子及び寡婦福祉法による 資金の貸付けを受けたいので関係書類を添付の上、上記のとおり申請します。

年 月 日

借 受 申 請 者

印

申請者

の

資金の借入申請に同意します。

年 月 日

法 定 代 理 人

印

上記の借入れについて、連帯して債務を負担することを約します。

年 月 日

住 所

連帯保証人

氏 名

印

和歌山県知事 様

(注意)

- ※印欄には、記入する必要がありません。
- 貸付金の種類欄には、修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金のいずれかを記入してください。
- 貸付期間欄には、修学資金又は修業資金を借り受けようとする場合のみ記入してください。
- 償還方法及び期間欄には希望する償還方法を○で囲み、償還期間を記入してください。
- 法定代理人欄には、申請者が未成年である場合のみ記入してください。
- 貸付けを受けようとする理由欄には、その理由をなるべく具体的に記入してください。
- この申請書には、戸籍謄本又は抄本その他必要な書類を添付してください。
- 未成年者の申請に際しては、法定代理人（親権者）の同意が必要です。同意の署名には、必ず法定代理人が自署してください。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

告 示

和歌山県告示第1126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、橋本市から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成20年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 事業名 橋本市営土地改良事業（基盤整備促進事業市協地区）
- 同意年月日 平成17年3月25日
- 事業主体 橋本市
- 工事を完了した時期 平成20年3月31日

和歌山県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 一般県道
- 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市黒岩字岩崎78番1地先から同市黒岩字尾鼻203番地先まで	旧	2.10 } 6.90	521.91	
同上	新	2.10 } 6.90	521.91	
和歌山市黒岩字岩崎78番1地先から同市黒岩字尾鼻197番2地先まで	新	6.00 } 10.86	494.95	

和歌山県告示第1128号

平成20年和歌山県告示第1127号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち和歌山市黒岩字岩崎168番地先から同市黒岩字尾鼻197番2地先までの延長154.95メートルにつ

いては、平成20年8月12日から供用を開始する。

平成20年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 一般県道
- 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市芳養町字中井1933番1地先から同市中芳養字豊原2377番2地先まで	旧	4.10 } 12.80	879.70	
同上	新	11.30 } 18.60	879.70	

和歌山県告示第1130号

平成20年和歌山県告示第1129号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年8月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1131号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3002	岩出市吉田字森ノ下141番の一部	和歌山市黒田80番地1 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成20.8.1	5.00 5.00	13.56 13.86

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画特別用途地区の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成20年4月22日付け和歌山県報第1953号和歌山県告示第628号中

ページ	段	誤	正
3	左	和歌山県田辺市大居字下大峪地内	和歌山県田辺市本宮町大居字下大峪地内

正 誤

平成20年7月14日付け和歌山県報号外和歌山県監査公表第25号中

ページ	段	誤	正
1	左	和歌山県の請求	和歌山市平井331-6畑中正好外3名の請求